

日液協3第39号
令和3年3月15日

会員各位

日本液化石油ガス協議会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故の防止について (お願い)

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協議会に会員への周知依頼がありました。

つきましては、関係各位に下記の事項をご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、同安全室より別紙に記載のとおり国交省の担当課に対し、塗装業工事業者宛に要請するよう協力依頼がされております。

記

【経産省からの周知事項】

- お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器をご使用いただくよう、ご周知ください。

※別紙に記載されている経産省ホームページのURLは、以下のとおりとなりますので、ご確認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/03/20220304-02.html

以上

発信手段：Eメール

担当：木村、北邨

経済産業省

令和4年3月4日

日本液化石油ガス協議会
会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、塗装工事業者等宛て要請するよう協力依頼を行いました。協力依頼の文書は、経済産業省ホームページ (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/03/20220304-02.html) に掲載しておりますので、その旨お知らせします。

また、同様な事故の防止の観点から、貴団体においても会員のガス事業者等を通じて、消費者に対して建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用するよう注意喚起をお願いします。